

# 介護保険だより

平成 27 年 9 月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 介護請求に誤りがあった場合の対応方法等について

### 1 処理の流れ

介護請求に誤りがあった場合は、支払決定している介護給付費請求明細書を取下げ  
てから、正しい内容の介護給付費請求明細書を提出します。

### 2 介護給付費請求明細書の取下げ

保険者に取下げの申請（過誤申立て依頼）を行います。手続きの方法については各  
保険者で異なりますので、直接保険者へお問い合わせください。

なお、被保険者番号が「H」で始まる利用者（生活保護受給者）の請求の取下げ  
については、介護券に記載されている福祉事務所に取下げの申請を行います。

### 3 金額調整について

#### （1）調整方法

取下げ処理を行った月の支払確定額から、取り下げる額を差し引き、その差額を  
事業所に支払います。

<例 1 >

◎取下げ額：1 件 30,000 円

◎処理月の支払確定額：10 件 計 270,000 円

◎支払確定額から取下げ額を差し引き、

$270,000 \text{円} - 30,000 \text{円} = \underline{240,000 \text{円}}$  が事業所への支払額となります。

#### （2）注意点

取下げを行う際は、その件数や金額に注意してください。

<例 2 >

◎取下げ額：50 件 計 500,000 円（多くの請求明細書を取下げ）

◎処理月の支払確定額：30 件 計 300,000 円

◎支払確定額から取下げ額を差し引くと、



